

異動届の記入例… ①普通徴収(個人納付)へ切替える場合(退職、休職等)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収 (特別徴収義務者控用)

※ 太枠内のみ記入してください。

法人番号又は個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	特別徴収義務者番号	8 9 9 9 9 9
フリガナ	オオダテシコウギョウ	大館市工業株式会社	係	経理係
氏名(氏名)	大館 太郎	〒017-0000	氏名	大館 一郎
所在地	大館市字中城20		TEL	0186-49-3111(内線521)

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている「特別徴収義務者指定番号」と異動者の「宛名番号」を必ず記入してください。

フリガナ	オオダテ タロウ	特別徴収税額(年税額)	126,800	徴収済額	32,300	未徴収税額(ア)(イ)	94,500	異動の年月日	令和5年8月25日	異動の事由	1.退職	異動後の未徴収税額の徴収方法	1.特別徴収継続	2,500,000	1月1日から退職時までの未徴収税額	198,014
氏名	大館 太郎															
給与の支払を受けなくなった後の住所	〒017-1111 大館市字〇〇															

(ア)には、特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている「特別徴収税額」を記入してください。
(イ)には、何月分まで特別徴収をしたか、徴収済みの合計金額を記入してください。
(ウ)には、(ア)から(イ)を差し引いた残額を記入してください。

一括徴収をする場合は、下欄にも記入してください。

一括徴収の理由
1.異動が令和 年12月31日までで、申し出があったため
2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

退職日が1月1日以降のかたで一括徴収できない場合は、その理由
 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため、又は未徴収税額より少ないため

一括徴収した税額 円は 月分 月 日に 納入します

1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額及び社会保険料の額を記入してください。

特別徴収に切替の場合は、下欄にも記入してください。

月分より(月 日納入予定)特別徴収を希望します。

異動の事由を○で囲み、異動後の未徴収税額徴収方法は、「3.普通徴収」を○で囲んでください。

転動(転職)の場合は、下欄にも記入してください。

法人番号又は個人番号	特別徴収義務者指定番号	
フリガナ		
氏名(氏名)		
所在地		
TEL		
上記新しい勤務先へ月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。		
担当者	係	氏名

退職の場合は、下欄にも記入してください。

退職手当等の支払(予定)額	5,000,000	円	退職区分	普通退職
退職手当等の支払(予定)日	令和5年9月20日			障害退職
就職年月日	昭平令12年4月1日		勤続年数	24年

異動(退職、休職等)の年月日を記入してください。

※特別徴収義務者指定番号と宛名番号を必ず記入して提出してください(番号が不明の場合は、本市発送の特別徴収税額の通知書を参照してください)。なお、平成29年1月1日以降に提出の異動届には、法人番号及び個人番号の記入が必要です。

※異動があった日の翌月10日まで、必ず提出してください。

※退職の日が1月1日以降のかたの未徴収税額について、本人からの申し出がない場合であっても一括徴収してください。また、6月から12月までに退職されたかたについても、本人からの同意を得たうえで一括徴収して下さるようご協力をお願いします。

退職手当等の支払(予定)がある場合記入してください。勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを1年とします。

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)の抜粋

特別徴収義務者指定番号	899999	宛名番号	900001	市町村コード	052043	受給者番号	899999-1	特別徴収税額	126800				
住	大館市字〇〇	所		氏名	大館 太郎	個人番号		6月分	11300	10月分	10500	2月分	10500
								7月分	10500	11月分	10500	3月分	10500
								8月分	10500	12月分	10500	4月分	10500
								9月分	10500	1月分	10500	5月分	10500
								変更月		月			